

8. UPZ内の防護措置等

<対応のポイント>

UPZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

UPZ内の住民は、施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避の準備をする。

UPZ内の住民は、全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施する。

UPZ内児童生徒の保護者への引き渡し・屋内退避

- UPZ内の児童生徒は、警戒事態の段階で安全を確認した上で保護者の元に帰宅
- 施設敷地緊急事態の段階でも引き続き帰宅をすすめる。
- 全面緊急事態の段階で児童・生徒が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い屋内退避

両県のマニュアル、各市の計画で
取り扱いが異なる

児童・生徒の各段階における動き

警戒事態 (EAL1) ・ 施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	O I L 2
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学 校</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者の迎えを要請 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">保護者へ引き渡し</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校で屋内退避</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者の迎えを継続するが、事態の進展や事故の状況を勘案し、総合的に判断 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">保護者へ引き渡し</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校で屋内退避</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者が迎えに来ない場合、学校等毎に割り当てられた避難先に一時移転 • 教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">広域避難先へ一時移転</div>

放射性物質放出

UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転 ①

- 即時避難困難者のうち10キロ圏内在住者については、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、O I L 2の段階で適切な搬送体制の確保を待って一時移転
- 即時避難困難者のうち10キロ以遠在住者については、屋内退避しながら、O I L 2の段階で適切な搬送体制の確保を待って一時移転（鳥取県では10キロ以遠でも放射線防護施設あり）
- UPZ内のうち10キロ圏内には、病院が2ヶ所、入所社会福祉施設が73ヶ所があり、計2,606人が入院、入所しているが、そのうち病院3か所、入所社会福祉施設17か所に入院、入所している1,836人が即時避難困難者
- このほか、UPZ内の入院、入所あるいは在宅の即時避難困難者は 人

UPZ内医療施設等の状況

施設種類	病院病床数、社会福祉施設入所定員 ()内は、施設数		
	計	～10km	10～30km
病院	6,450 (28)	922 (3)	5,528 (25)
入所社会福祉施設	10,502 (357)	1,784 (73)	8,718 (284)
計	16,952 (385)	2,606 (75)	14,346 (310)
うち放射線防護対策実施済	2,173 (23)	1,836 (20)	337 (3)
在宅避難困難者			
避難困難者計			

UPZ内放射線防護対策整備済施設



- UPZ内放射線防護対策施設の即時避難困難者は、施設敷地緊急事態の段階で放射線防護対策施設での屋内退避の準備を開始
- 全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施。合わせて放射線防護装置を起動
- OIL2の段階で、適切な搬送体制の確保を待って一時移転

避難困難者（放射線防護対策施設）各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	O I L 2
	<div data-bbox="278 511 585 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p data-bbox="222 629 450 658">〈屋内退避の準備〉</p> <ul data-bbox="237 672 620 733" style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域へ即時避難困難者を移動 	<div data-bbox="732 511 1039 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p data-bbox="678 629 906 658">〈屋内退避の実施〉</p> <ul data-bbox="693 672 1076 765" style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避 放射線防護装置を起動 	<div data-bbox="1219 511 1526 575" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <div data-bbox="1296 589 1879 833" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1302 589 1530 618">〈一時移転の実施〉</p> <ul data-bbox="1302 622 1879 684" style="list-style-type: none"> 適切な搬送体制の確保を待って一時移転を実施 <p data-bbox="1302 729 1588 758">〈安定ヨウ素剤の服用〉</p> <ul data-bbox="1302 762 1879 833" style="list-style-type: none"> 災害対策本部からの指示により安定ヨウ素剤を服用 </div> <div data-bbox="1219 1148 1470 1215" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">病院（避難先）</div> <div data-bbox="1219 1229 1470 1296" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">広域福祉避難所</div>

放射性物質放出

〈屋内退避時の生活物資等の確保〉

- 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備

〈屋内退避時の放射線防護資機材の確保〉

- 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄


〈燃料、物質等の供給体制の確保〉

- 災害発生時において、放射性防護対策施設が屋内退避等を継続するための物資、燃料等が必要となった場合は、県が優先的に当該施設に補給を行い、屋内退避を継続できる体制を確保する。

UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転 ③

- UPZ内放射線防護対策施設以外の即時避難困難者は、施設敷地緊急事態の段階で病院、社会福祉施設、自宅等での屋内退避の準備を開始
- 全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施
- OIL2の段階で、適切な搬送体制の確保を待って一時移転

避難困難者（放射線防護対策施設以外）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	O I L 2
	<div data-bbox="227 511 653 578" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 病院、社会福祉施設、自宅等 </div> <p data-bbox="222 649 454 678">〈屋内退避の準備〉</p>	<div data-bbox="678 511 1097 578" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 病院、社会福祉施設、自宅等 </div> <p data-bbox="676 649 908 678">〈屋内退避の実施〉</p>	<div data-bbox="1222 511 1647 578" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 病院、社会福祉施設、自宅等 </div> <div data-bbox="1294 606 1883 856" style="margin-left: 20px;"> <p>〈一時移転の実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な搬送体制の確保を待ち、災害対策本部からの指示により1週間以内に一時移転を実施 <p>〈安定ヨウ素剤の服用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部からの指示により安定ヨウ素剤を服用 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div data-bbox="1222 1149 1468 1213" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 20px;"> 病院（避難先） </div> <div data-bbox="1222 1235 1468 1292" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 5px;"> 広域福祉避難所 </div>

〈屋内退避時の生活物資等の確保〉

- ・ 島根県では、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備
- ・ 鳥取県では、家庭・職場での3日分の食糧備蓄を基本とし、それ以降は県が一括取得し、供給を行うこととしている。

放射性物質放出

UPZ内入院患者の屋内退避、一時移転

- 入院患者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- 島根県の入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保
- 鳥取県の入院患者は、マッチング先である県東部・中部の病院に避難

各段階における入院患者の動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL3)	全面緊急事態 (EAL3)	放射線物質放出
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 病 院 </div> <p>〈屋内退避〉</p>	<div style="text-align: center;"> <p>○ I L 2</p> <p>病院入院患者 病 院 → 福祉車両、バス、救急車、自衛隊 → 病院選抜ルート → 病院（避難先）</p> <p>ヘリポート → ヘリコプター → ヘリ移送 → ヘリポート</p> <p>※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> </div> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各病院で定められた避難計画に基づき、県が示すルートに従い避難 島根県の入院患者の避難先については、必要となる病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保 鳥取県は、避難先となる病院とのマッチングが完了しており、計画に基づき避難を行うが、必要に応じて入院患者の容態等も踏まえ細部の調整を行う。 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配

UPZ内施設入所者の屋内退避、一時移転

- 施設入所者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- 施設入所者（鳥取県では入所者のうち配慮が必要な者）は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる一時移転の手段の他は県が確保

各段階における施設入所者の動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EA12)	全面緊急事態 (EAL3)	
		施設	
		〈屋内退避〉	<p style="text-align: center;">O I L 2</p> <p>放射線物質放出</p> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 各社会福祉施設にて定められた避難計画に基づき、広域福祉避難所（または避難所）へ直接避難 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 鳥取県でも、避難計画に基づき避難所及び福祉避難所へ避難を行うこととしているが、避難所までの50kmを超えた避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないように配慮し、状況によっては島根原子力発電所から30～50km圏内の施設への一時避難を検討する。 <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配

UPZ 内在宅の避難行動要支援者の屋内退避、一時移転

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避（鳥取県では、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討）
- ▶ 在宅の避難行動要支援者のうち、配慮が必要な者は、広域福祉避難所へ避難
- ▶ 福祉車両、ヘリコプター等の一時移転手段については、自ら確保できる手段の他は県が確保

各段階における在宅の避難行動要支援者の動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
		<p>自宅</p> <p>〈屋内退避〉</p>	<p>放射 性物 質放 出</p> <div style="text-align: center;">O I L 2</div> <p>【各地区】</p> <p>自家用車避難者 自宅（要配慮者） 家族・支援者の支援 バス避難者 自宅（要配慮者） 一時集結所（バス避難の集合場所）</p> <p>避難行動要支援者、支援が不要な要配慮者は、自家用車、バスにて避難</p> <p>避難ルート</p> <p>避難退域時検査</p> <p>※避難経路所の設定は鳥根県のみ、鳥取県は直接広域福祉避難所へ</p> <p>【避難先自治体】</p> <p>避難経路所 避難先自治体の目的地 避難所へ誘導</p> <p>避難所</p> <p>避難行動要支援者等は広域福祉避難所へ</p> <p>広域福祉避難所 避難行動要支援者 施設敷地緊急事態要避難者</p> <p>ヘリポート</p> <p>ヘリコプター</p> <p>ヘリ移送</p> <p>ヘリポート</p> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難を原則とするが、自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に集結し、避難先自治体の避難経路所へ避難 <p>〈避難手段等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら手配

UPZ内一般住民の屋内退避、一時移転 ①（自家用車）

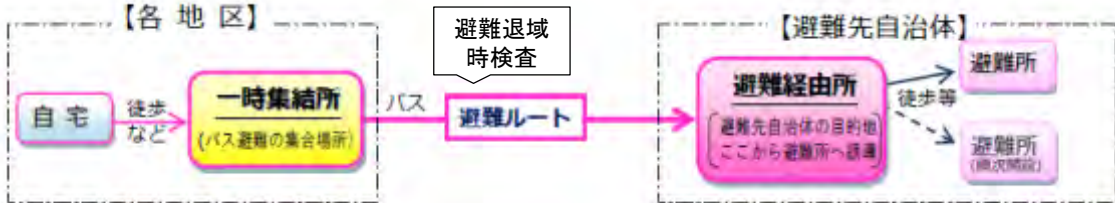
- 避難は、原則自家用車を利用
- 島根県は、各地区ごとに定められたルートを通して避難先自治体の「避難経由所」へ移動。避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所に移動
- 鳥取県は、各地区ごとに定められたルートを使用して、マッチング先である避難所へ移動。なお、避難指示が弓浜半島全域に出された場合は、島根原子力発電所からの距離に応じて段階的避難を実施

一般住民（自家用車で避難）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	
		自宅	<p style="text-align: center;">O I L 2</p> <p style="text-align: center;">※避難経由所の設定は島根県のみ</p>
		<屋内退避>	
			<p>放射 性 物 質 放 出</p> <p><島根県の避難方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難が可能な方は、各地区毎に定められた避難ルートを通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所へ移動 なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせ 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動 <p><鳥取県の避難方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区ごとに定められた避難ルートを通して、マッチング先である避難所へ移動 避難指示が弓浜半島全域に出された場合は、全体を4ブロックに分けて、島根原子力に近いエリアから5時間間隔で避難を行い、20時間で避難を完了する。

- 自家用車による避難が難しい場合は、バス等で避難
- 島根県は、集合場所となる一時集結所へ集結し、県が確保するバス等により避難先自治体の「避難経路所」へ移動避難経路所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動
- 鳥取県は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等の準備車両により指定された避難経路により避難所へ移動

一般住民（バス等で避難）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	放射 性物 質 放 出	○ I L 2
		自 宅	放射 性物 質 放 出	 <p>※避難経路所の設定は島根県のみ</p>
		<屋内退避>		
			<p><島根県の避難方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難が難しい方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、県が確保するバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経路所へ避難 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配 自家用車避難と同様に、避難経路所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動 <p><鳥取県の避難方法等></p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施 県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関西広域連合を通じて県外バス事業者から輸送に必要な台数のバスを確保 船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段としてこれらによる避難を実施 	

UPZ内輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 輸送能力確保に当たっては、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、松江市のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保
- 松江市内のバス会社等と連携し、 人程度の輸送能力を確保

避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討

車両乗車対象、必要時期、必要台数

			UPZ		
			放射性物質放出後 OIL2		
乗車対象	乗員数	支援者数	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレ)
一般住民	1,123		-	-	-
児童生徒			-	-	-
即時避難困難者					
避難行動要支援者			-	-	-
入院患者			-	-	-
施設入所者			-	-	-
在宅者			-	-	-
計					

車両確保先、確保時期、確保台数

県内					

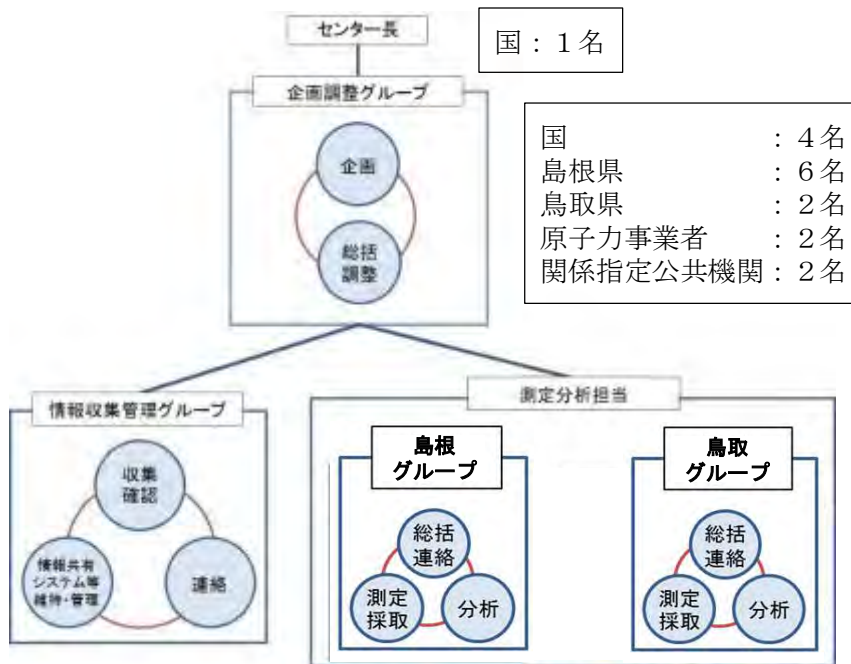
9. 緊急時モニタリング

<対応のポイント>

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。

動員体制

- 警戒事態発生後、島根県及び鳥取県は「県モニタリング本部」を設置し、関係市、中国電力(株)等と連携して緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングの準備を開始
- 施設敷地緊急事態に至った時点で、国は県等の協力を得て緊急時モニタリングセンター（EMC）を島根県に設置
- EMCの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを島根オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置
- 島根地方放射線モニタリング対策官事務所に、 名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化



国：1名

国：4名
島根県：6名
鳥取県：2名
原子力事業者：2名
関係指定公共機関：2名

企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

国：4名（注1）
島根県：8名
鳥取県：2名
原子力事業者：2名
関係指定公共機関：2名

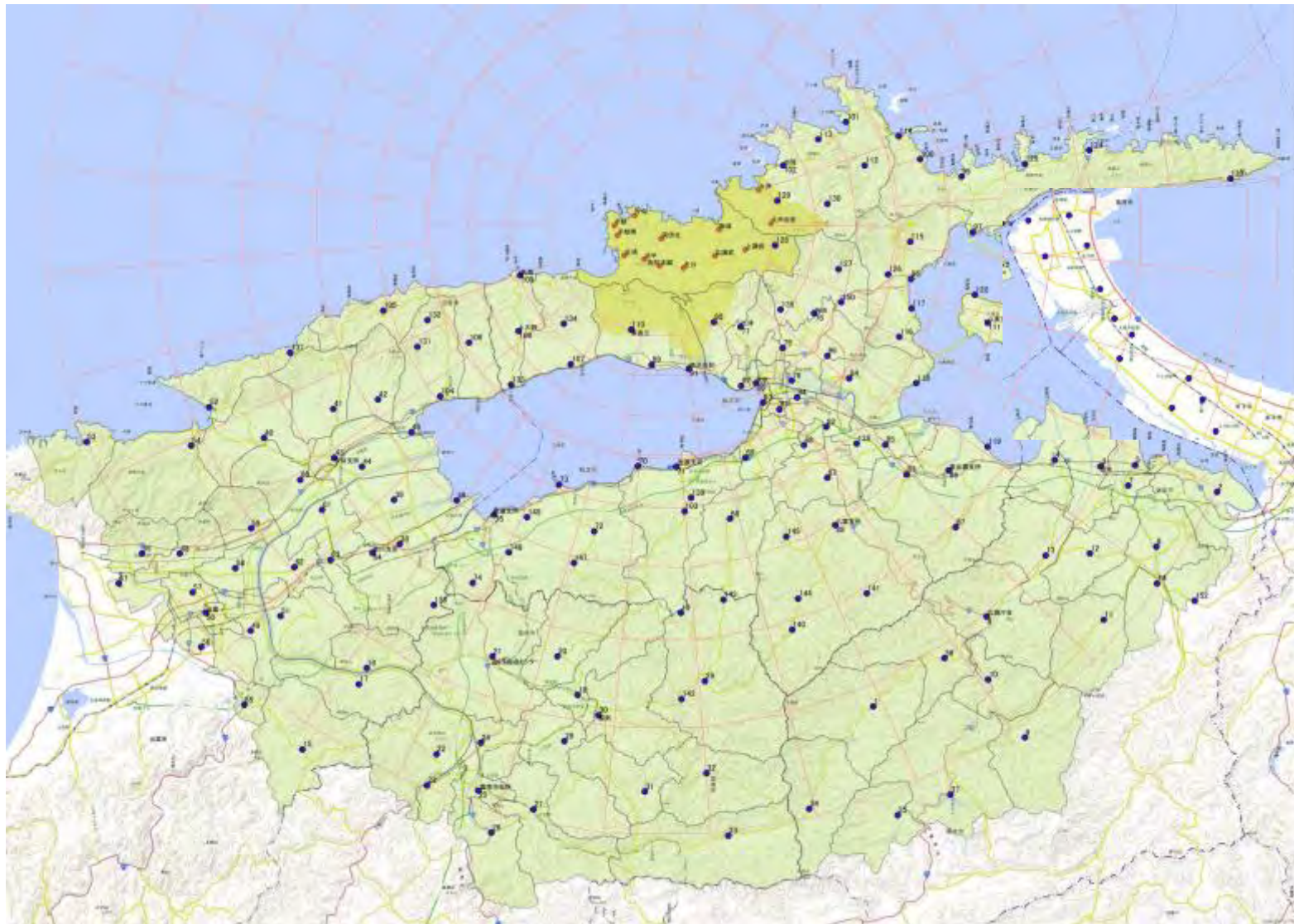
国：2名（注1）
島根県：10名（注2）
鳥取県：50名（注2）
原子力事業者：16名
関係指定公共機関：12名

※ 構成員は交代要員を含む

注1 国から委託を受けた民間の機関を含む

注2 島根県・鳥取県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。



測定資機材

- ▶ モニタリングステーション（島根県10局、鳥取県2局）及びモニタリングポスト（島根県151局、鳥取県10局）で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
- ▶ 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ▶ 万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト（島根県7台、鳥取県12台）を配備
- ▶ 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備

【島根県】



モニタリングステーション・モニタリングポスト
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



簡易型モニタリングポスト
(常設、太陽光パネル装備)



モニタリングカー

【鳥取県】



モニタリングステーション
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト
(常設、蓄電池装備)



モニタリングカー

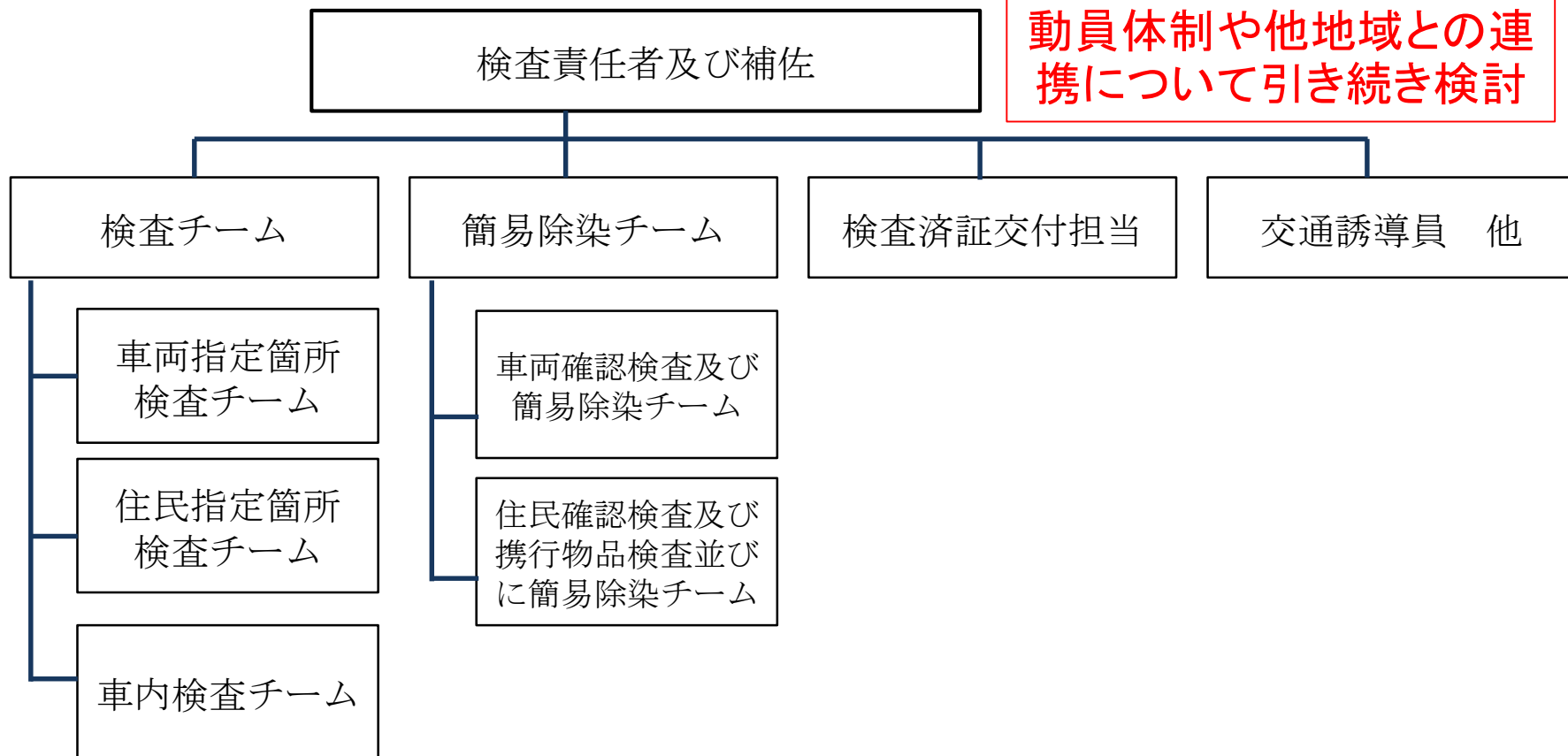
10. 避難退域時検査及び簡易除染

<対応のポイント>

避難退域時検査は、国がO I Lに基づく防護措置の指示とともに地方公共団体に実施を指示し、これを受けた地方公共団体があらかじめ定めた実施計画に基づき実施することとなっている。

検査体制、資機材

- 避難退域時検査は、島根県、鳥取県が中国電力(株)と連携し、国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営
- 中国電力(株)は、備蓄資機材を活用し、_____人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員
- 指定公共機関（放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構）は、国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施



放射線医学総合研究所による協力体制

- ▶ 放射線医学総合研究所（千葉市）は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFCに専門
家、救急搬送車両等を派遣
- ▶ 必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療
に関する相談への指導・助言も実施

オフサイトセンター
(OFC)



放射線医学総合研究所(千葉市)

(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車

現場指揮、
資機材・人員搬送



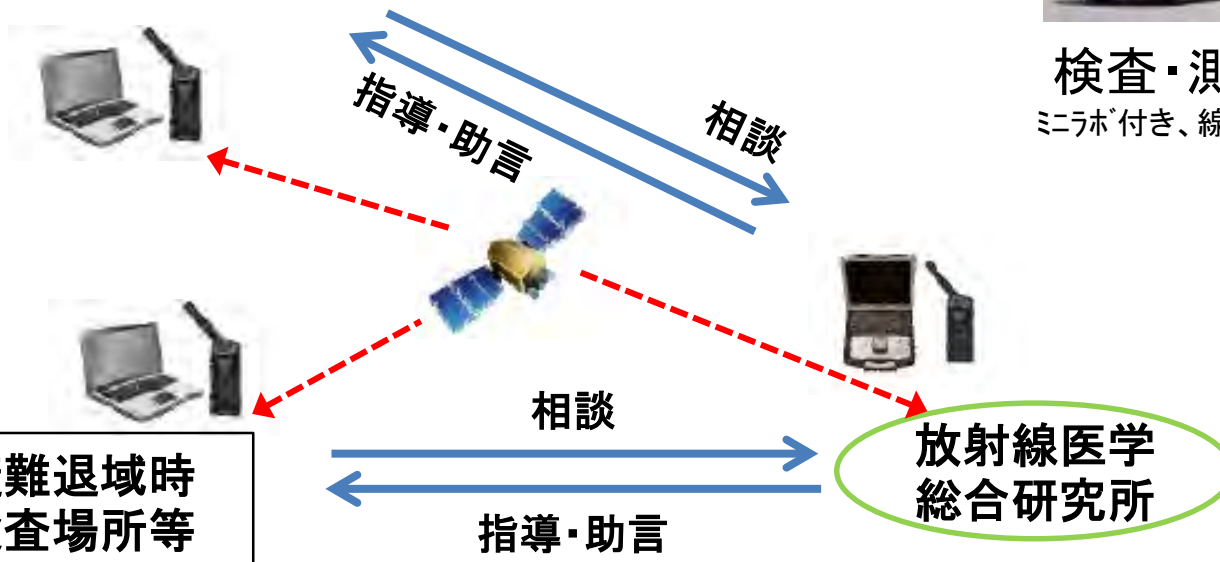
検査・測定車

ミラボ付き、線量評価測定



大型救急車

患者搬送



避難退域時
検査場所等

放射線医学
総合研究所

2011.03 福島第一原子力発電所の事
故時におけるOFC(大熊町)での活動



- ▶ 日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施
- ▶ また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



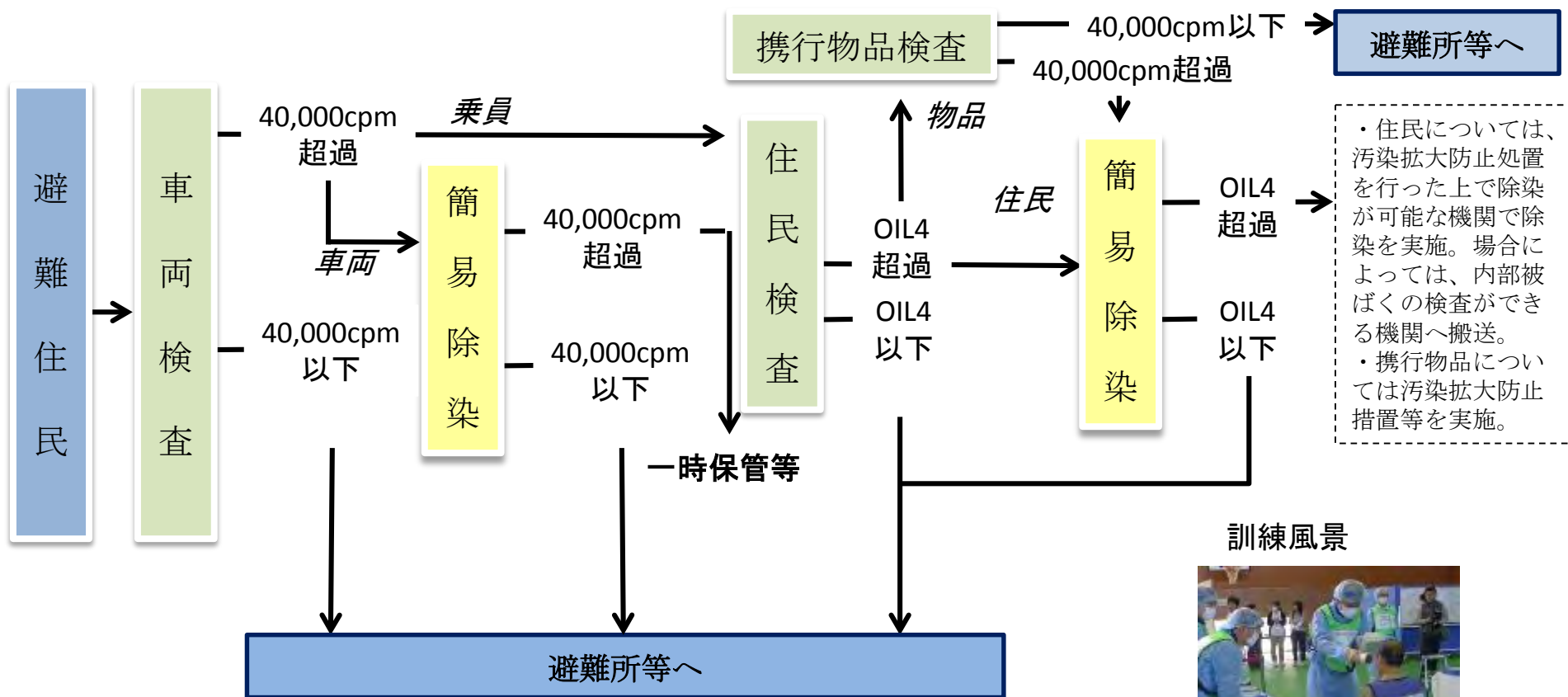
※平成23年東日本大震災時における日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定 緊急被ばく医療のための受入体制構築 緊急時モニタリング

検査手順等

- ▶ 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、放射線技師等により以下のフローで実施
- ▶ 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



11. 安定ヨウ素剤

<対応のポイント>

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。

安定ヨウ素剤の服用

- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達



安定ヨウ素剤

(服用の目的)

- ・ 原子力発電所から放出される放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐ。
 ※放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取等により体内に入る。

(服用のタイミング等)

- ・ 安定ヨウ素剤はその効果が服用の時期に大きく左右されるため、適切なタイミングで速やかに住民等に服用させることが必要。このため、平時から事前配布や緊急時の配布体制の整備が必要。

(その他の留意事項)

- ・ 県及び市は、安定ヨウ素剤の服用時における副作用の発生に対して、適切な対応体制を整える。
- ・ 県及び市は、事前配布時の説明会や原子力防災訓練等の機会を通して、安定ヨウ素剤の適切な取扱いを周知する。

区域	配布・服用
PAZ	事前配布。避難指示と同時に服用指示。
UPZ	緊急時に配布。モニタリング結果等に応じ、避難や一時移転とあわせて服用を指示。

安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び関係4市は、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、PAZ地域住民等に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布
- 平成27年6月よりPAZ地域住民への事前配布を開始し、平成28年〇月末現在、〇〇回の説明会を開催済
- PAZ地域事業所勤務者及びUPZ地域住民等のうち何らかの事情により事前配布を希望する者に対する配布に向け準備中

《安定ヨウ素剤事前配布説明会》

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期、管理方法、避難計画など、知っておくべき事項を説明。



説明会を開催した上で、事前配布

地区	住民数 (3歳以上の住民を対象)	配布者数
鹿島 島根 古江 生馬	9,778人	6,888人

※対象住民数

平成27年4月末現在の3歳以上の住民基本台帳人口。
 (各施設で備蓄する社会福祉施設入所者及び松江工業高等専門学校寮生を除く)

※配布者数

平成27年12月末

○説明会における主な説明事項

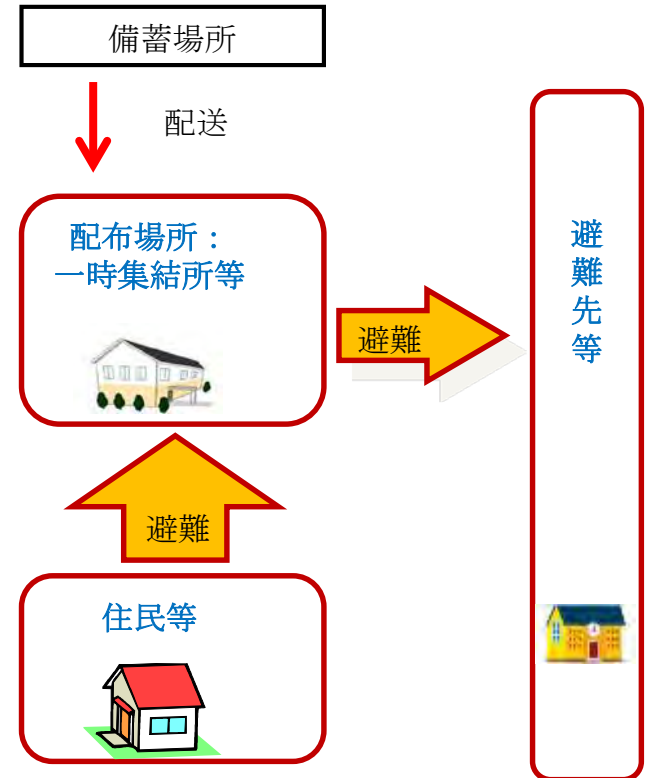
- ・ 効能と副作用を理解のうえ受け取ること
- ・ 年齢に応じた適量を服用すること
- ・ 第3者に譲渡しないこと
- ・ 原子力災害時に国や県、市から指示があった場合のみ服用すること
- ・ 有効期限は製造後3年間であり、交換時期に再度説明会に参加し、新しい安定ヨウ素剤と交換すること
- ・ 保管方法 等

- ・ 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者は、施設敷地緊急事態要避難者として登録し、施設敷地緊急事態になった段階で避難
- ・ 3歳未満の乳幼児、保育園児・幼稚園児は、施設敷地緊急事態になった段階で、保護者とともに避難

安定ヨウ素剤の緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は市役所、オフサイトセンター、学校等にP A Z 及びU P Z 対象人口の3回分の数量を備蓄。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等にU P Z 対象人口の3回分を備蓄
- 引き続き緊急配布用の配備を進めるとともに、2県6市は、迅速な配布体制を整備

安定ヨウ素剤の備蓄場所等					
島根県	オフサイトセンター	2,204,000丸	鳥取県	県立病院	690,000丸
	県立中央病院			保健所	
松江市	松江市役所・支所		米子市	一時集結所	
	松江市立病院			(小中学校、公民館)	
	松江市内学校			米子市福祉保健総合センター	
出雲市	出雲市役所・支所		境港市	一時集結所	
安来市	安来市役所			(小中学校、公民館等)	
雲南市	雲南市役所			境港市役所	



※上記の他、島根県では乳幼児用の粉末剤を各市内の保健所、病院等に配備。同様に、鳥取県でも圏域の調剤薬局等に配備。



調剤訓練の様子

12. 原子力災害医療

国の原子力災害対策指針の見直しに伴い、原子力災害医療体制の見直しが求められており、今後詳細が示されていくのに併せて対応を検討する必要がある

<対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査、防護指導、健康相談等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。